

## 制度改正の概要

### 1 支払い事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ委託します

現在、狭山市内医療機関を受診する狭山市国民健康保険加入者に限り、窓口での一部負担金の支払いを省略し、医療機関から市へ直接請求する「委任払い」を取り扱っております。

その中で、身体障害者手帳を所持している人の71%が65歳以上であり、高齢化が深刻となっている現状から、受給者の申請行為の負担を減らすことを目的に、社会保険加入者、後期高齢者医療制度の被保険者に拡大し、平成31年1月診療分から医療費の一部負担金の支払事務を表記の2団体へ委託することとなりました。

なお、請求の事務処理方法としましては、こども医療費と同様に公費負担者番号を設け、公費併用レセプトによる請求となります。

### 2 委託後の制度について

当制度の支給対象となる医療費一部負担金は、市内の医療機関等において保険証と受給者証を提示して受診した医科診療分、歯科診療分、調剤薬局分、及び訪問看護ステーション利用料となります。

また、狭山市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者以外の方は、一医療機関あたり1ヶ月の負担金が21,000円未満のものが対象となります。

(狭山市国民健康保険・埼玉県後期高齢者医療制度加入者の上限額はありませぬ)

なお、狭山市国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者以外の方が、1ヶ月の医療費一部負担金21,000円を超えた場合や療養費、市外医療機関を受診した場合の医療費はこれまでと同様に領収書を添えて受給者が市へ直接申請すること(償還払い)となります。

### 3 委任払いの取り扱いを終了します

公費併用レセプトによる請求を開始するのに併せ、現在取り扱っている委任払いの取り扱いは平成30年12月診療分をもって終了します。

最終申請〆切を平成31年1月15日(火)としますので、申請漏れのないようお願いします。

### 4 新しい受給者証(水色)を交付します

受給者証は公費負担者番号(8桁)が追加され、全ての受給者に対し7桁の新しい受給者番号を付番します。色はこれまでのオレンジ・緑色から水色に変更します。

新受給者証は平成30年12月中旬に対象者へ発送します。

## 5 所得制限を導入します

平成31年1月から所得制限を導入することとし、受給者証の有効期間が原則1年となります。ただし、平成30年12月までに受給資格を得た方は、平成34年9月末日まで資格を継続します。

このため、受給者証の有効期限が個人によって異なります。窓口での受付時、健康保険証・受給者証の確認をしていただく際には、受給者証の有効期限に注意をしてください。

### レセプトの記載について問い合わせがある場合

障害者福祉課で取りまとめをおこないますので、10月19日（金）正午までに電子メールにて送信ください。shogaif@city.sayama.saitama.jp

### その他、制度改正に関する問い合わせ

狭山市役所福祉こども部障害者福祉課医療・手当担当 04-2953-1111（内線 1591）